

第2次大津市景観計画案作成について

本市では、「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」に基づき策定した「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」に掲げた基本理念である「水・緑・人が織りなす古都のかがやき」と基本目標である「水が煌めく景観」、「緑が薫る景観」、「歴史を育む景観」を実現するため、市民と行政が協働して取り組む景観づくりの指標として、本市のあるべき景観像を明確にするとともに、その実現のための規制誘導の基準を定めることを目的として、平成18年2月に景観計画を策定しています。

この景観計画は、策定から15年あまりが経過し社会情勢の変化に対応させる必要があったことなどから、現計画の課題などを踏まえて、令和4年度から令和6年度までの3か年をかけて見直しを行い、第2次大津市景観計画を策定することとしています。

執行部では、大津市景観審議会に設置した「大津市景観計画改定専門部会」において、詳細な検討を行っていただいた上で、その結果を大津市景観審議会に報告し、意見を聴取しながら、本計画の策定を進められており、令和3年度には、市民アンケートを実施し、景観計画改定の方針をとりまとめられました。また、令和4年度には、計画の骨子案を作成するとともに、計画素案を策定されました。これらについては、過年度の本委員会において、既に報告をいただいております。

令和5年度は、計画素案を基に、計画原案の策定に取り組まれましたので、それについて報告を受け、審議を行ったものです。

本委員会において、執行部からは、次期計画については、計画全体の構成を改め、写真やイラストを多用するとともに、細分化され過ぎた景観の区分を統一することで、誰にとっても分かりやすい計画としていることや大津市歴史的風致維持向上計画と整合を図るため、重点的に景観形成に取り組むエリアとして、堅田、坂本、大津百町に景観重点地区を新たに設定していること、びわこ東海道景観基本計画と整合を図るため、草津市側から本市を眺める対岸重要眺望点を新たに設定していること、市民、事業者、行政が協働で景観形成の取り組みを推進できるように、景観形成の主体と役割を示し、推進方策を具体的に明示していることなどの説明がなされました。

これらの説明を受け委員からは、景観も重要ではあるが経済とのバランス、持続可能な活動であることが重要であるという意見や、庁内の他部署との連携を求める意見が出されました。

また、景観の保全には住民の参加が重要であることから、住民の協力を得るための制度や、活動の評価を実感できる仕組みが必要との意見も出されました。

今後も更に検討を進めていただくこととなりますが、前述の意見に御留意いただくことを求め、報告といたします。